

令和8年度 横堤中学校 いじめ防止基本方針

◆ いじめ防止基本方針

いじめ防止対策基本法第13条に基づき、横堤中学校いじめ防止基本方針(以下、学校方針)を定める。学校方針は大阪市いじめ対策基本方針を基にし、具体的取組まで記す。また、学校方針は職員で共有し、いじめ防止を推進する。

◆ いじめ対策委員会

学校におけるいじめに対して組織的に対応するため、学校長を長とし、複数の教員・職員によるいじめ対策委員会を設置し、情報共有を図りつつ、対応を行う。
開催: 定例(月1回)、臨時(事案発生時)
構成員: ☒学校長、教頭、養護教諭、生徒指導主事、生活指導部長、学年主任(注事、部長の所属以外の各学年)、スクールカウンセラー
記録: 対象生徒卒業後5年間保存

◆ いじめの定義

(いじめ防止対策推進法第71号)
「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

いじめ対策として横堤中学校が大切にしたい3つのこと

1 未然防止

- ・年間を通した取組を計画・安心・安全な学校作り
- ・自信を持って自分の力を発揮できる学校作り

① 年間を通した取り組み

- 4月全校集会
…他者の尊重、命の大切さ、SOSの出し方などを学年初めに伝えるとともに、さまざまな相談窓口があることを伝える。
- 5月「いじめ・いのちについて考える日」
…人権教育委員会と生徒会と協力して道徳の授業等で「いじめに気づけるクラスづくり」をテーマに授業を行う。
- いじめ防止教室(1年生)
- 授業改善
…教務部研修担当と連携し、主体的・対話的で深い学びに向けて授業改善に取り組むことで、多様性を認め、対等で尊重し合う関係を築く。
- 生徒議会(月1回以上)
…学級や学年、学校の課題を共有し、主体的に解決策を考える。
- 主体性を持った行事や生徒会活動
…生徒が主体的に参加・活躍できる行事を企画し、仲間を思いやる姿勢を身につける。

② 教職員のいじめ問題への対応能力の向上

- 年度初め …管理職によるいじめ問題の研修。
- 5月 …横堤中学校いじめ対策基本方針の確認。
その他学校におけるいじめ対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教育センターの研修や校内研修等において、いじめ問題に関する研修プログラムを実施する。

③ 学校外での幅広い人間関係の機会拡大

④ 生活指導方針の共有

健全な生徒集団の育成をはかるとともに基本的な生活習慣を身につけさせることを目標に職員全体で共有

2 早期発見

- ・早期発見の仕組み作り
- ・いじめに対する教職員の認知能力向上

① 定期的な調査

- 4月個人連絡カードによる調査
- いじめアンケート(毎月)
…タブレットを用いて行う。
- 教育相談(毎学期)
…カウンセリングマインドに基づいた教育相談を行う。

② 管理職への報告

いじめの可能性に気付いた教職員は、直ちに管理職(校長・教頭等)に報告する。

③ 組織的な対応

いじめ対策委員会を設置し、いじめの未然防止、いじめの対応、教職員の資質向上のための校内研修、年間計画や各取り組みの確認、学校いじめ対策基本方針の策定・見直し等を行う。

④ いじめ早期発見についての心構えを共有

- 行事や指導、日々の生活を通して、子どもたちのようすを注意深く観察する。
- 相談しやすい環境づくりを作り出す。

⑤ 相談機関の紹介

- いじめSOS
(gaibutsuhou@yodo-law.com 06-6223-5170)
- 24時間子供 SOSダイヤル
(0120-0-78310)
- 大阪市子ども相談センター-子ども専用電話教育相談
(06-4301-3140)

3 早期対応

- ・いじめ対策委員会を中心とする組織的な対応
- ・計画的な対応

① いじめの可能性に気づいたとき **全教職員**

- いじめ疑い行為の発見 ○生徒/保護者からの訴え・相談
 - 外部からの通報 ○アンケートの記載 等
- 校長・教頭に報告

② いじめ対策委員会 ☒

【初期対応の検討】・情報の共有 ○いじめ行為の制止・安全確保
○心のケア、学習支援※SCの活用

③ 事案の調査 **担任・学年所属・生活指導部長・生徒指導主事**

- 聞き取りやアンケート等 ○随時連携をとる ○記録をとる

④ いじめ対策委員会 ☒

【指導方針・指導方法の決定】

- 聞き取った情報の共有 ○さらなる事実確認の必要性の検討
- 被害生徒への具体的な支援の方法(誰が、どのように)
- 加害生徒への具体的な支援の方法(誰が、どのように)
- 保護者への連絡について(誰が、どのように)
- 関係機関との連携について(連携の必要性)
- 周りの生徒への働きかけの方法(誰が、どのように)

⑤ いじめ対策委員会 ☒

担任・学年教員 養護教諭 生活指導部長 生徒指導主事	スクール カウンセラー	管理職	生徒指導主事
・被害生徒への支援 ・加害生徒への指導 ・保護者への連絡、対応等		指導部担当指導主事 SSET (スクールロイヤー)	関係機関への 相談・通報・連携

⑥ いじめ対策委員会 ☒

【更なる対応の検討・進捗管理】・被害生徒への支援
○加害生徒への指導 ○保護者への連絡対応 ○助言をふまえた対応

⑦ 日々の見守り・再発防止活動 **全教職員**

解消の判断: ①影響がない状態が3か月以上②被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる → 面談により確認

◇ いじめ重大事態への対処

【重大事態の定義】・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

・いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

→ 学校は、重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて速やかに市長に報告する